

6

タイ土地制度史ノート

—タイ農村社会史の試み—

ともすがたかし
友 杉 孝

- | | |
|---------------------------------------|------------------------|
| I はじめに | 出典 『アジアの土地制度と農村社会構造II』 |
| II 山間タイ諸族の土地制度【略】 | 滝川勉・斎藤仁編 研究参考資料128 |
| III アユタヤ初期(14世紀)の土地制度
【略】 | アジア経済研究所 1967年 第3章 |
| IV アユタヤ後期(17世紀)の土地制度
【略】 | |
| V ラタナコシン(Ratanakosin)期(19世
紀)の土地制度 | |
| VI 展望 | |

I はじめに

これまで、タイの土地制度に関する研究は大変少ない。タイは自作農の国であるという信仰が一般化していて、土地制度に注意がはらわれなかつたのである。近年、やっと農業生産拡大の課題にからんで、土地所有の問題が論議されはじめた。おもに、自作地・小作地の割合とか、小作契約の条件につ

いてである⁽¹⁾【本論文収録にあたって注は紙幅の関係ですべて削除している一編者】。が、土地制度のもう一つの側面である土地所有権の近代的性格についての議論は、まだ、ほとんど行なわれていない。土地をめぐる人間の社会的関係の法的表現である土地所有権が持つ近代的性格を、タイ社会のうちにどのように位置づけて考えるべきであろうか。本稿はこの問題に接近するために農民の土地に対する関係の仕方を歴史的にあとづけようと試みた。この場合、社会構成の展開と土地所有と共同体が絡み合う過程が問題の中心とならざるをえない。

地域的には、チャオプラヤーデルタ (Chaophraya Delta)を中心としながら問題を考えたい。この先進地域の考察が、他の諸地域のことをもある程度明らかにする、と思われるからである。

しかし、土地制度史についてはもちろん、一般社会経済史についての研究がこれまでほとんどなされていないので、利用できる史料はごく限られたものにならざるをえなかった⁽²⁾。したがって、本稿の目的は、予定している個別研究を進めるに必要な全体の見取図のデッサンを描いておくことにある。個別研究の深化にともなってこのデッサンは当然修正されてゆくべきである、と考えている。今後、個別研究が豊富になり、より確実な歴史像を描けることを切望しておきたい。

II 山間タイ諸族の土地制度【略】

III アユタヤ初期（14世紀）の土地制度【略】

IV アユタヤ後期（17世紀）の土地制度【略】

V ラタナコシン (Ratanakosin) 期（19世紀）の土地制度

1. 農民の逃亡

1767年、ビルマ軍によってアユタヤが陥落し、アユタヤ王朝は滅亡した。

その後、華僑出身のプラヤー・タクシン (Phraya Taksin) が直ちに兵を起し、首都をトンブリ (Thonburi) にうつしたが、この王朝は1代で亡びた。すぐに、1782年チャオプラヤー・チャクリ (Chaophraya Chakkri) が王位につきラーマ (Rama) 1世となり、首都をバンコク (Bangkok) にさだめて、現ラタナコシン王朝が発足した。この間、戦乱あいついで、古代国家は解体化の危機を強めることとなった。

古代国家の危機は、徭役農民の逃亡の増加によって深刻化したのである。農民は兵士に狩り出され、また、新首都建設の過重な労働に使役された。そして、徭役を嫌って国家権力を避け、逃亡する農民が増加した。彼らの逃亡を防ぐために国家はさまざまな対策をとらざるをえなくなった。徭役を確保するために、多くの布告がだされている。当時の状態をよく伝える二、三の布告について少し詳しくみておこう。逃亡農民の増加が、19世紀タイ社会史のライト・モチーフになるからである。

1785年に出された三璽法典新勅令⁽⁶²⁾ (Phraratchakamnot Mai) には、「(国王の恩寵に応えて人民は自分の労役を国家に捧げてきたと説き,) ……現在徭役農民は労働を休みなく続けるという難儀なことはしないで、国王の慈悲によって1ヶ月だけ徭役 (khaurap ratchakan) をし、その後解放されて自分の生計に2ヶ月働いている。3ヶ月1単位である。そこで前代に比べれば、人民はより幸福であるとみることができる。もし、人民が国王の威光と徳を識るならば、彼は国王の刑罰 (Phraratcha Atchaya) をひたすらに恐れて、国王の徳を高め、徭役から逃亡しないで、心をこめて徭役をする忍耐強さをもつ。しかし、怠惰で亡恩の徒は国王の刑罰を恐れず、小組頭 (munnai) の命ずる仕事を放棄して逃亡している。ある者は畿外 (huamuang) の国司 (chaomuang)，役人 (krommakan) にかくまわれ、ある者は、あちこちを流亡しながら商いして生計をたて、自からに満足しようとしている。役人 (phanakngan) は国家の仕事ができなくなる。組頭 (chaomu)，小組頭 (munnai, naimuat) は代りに徭役する人を雇わねばならないので、出費をし仕事にも支障をきたす。これら逃亡している不逞の徒

について、もし、国王の支配する領域内で全く処罰されないならば、不逞の徒は益々増えることであろう。徭役をせねばならぬ人民は失望し、逃亡の徒が処罰されないのを知れば、互いに誘い合って常に逃亡していることにもなる。そうなれば、組頭・小組頭の仕事は不能となり、国家の事業(ratchakan phendin)はできなくなってしまう。

今後、役人の命ずる仕事を放棄し、組頭・小組頭から逃亡して、国家の公共事業(ratchakan yotha phendin)に支障をきたすようなことはどんなことでも、徭役農民は決してしてはならない。徭役農民(lek phrailuang som-kamlang)が勅令(Phraratchakamnot)を恐れないで、労役を放棄して組頭・小組頭から逃亡し、地方の国司(phuraksa muang), 上級・下級役人(kromma-kan luang, khunmun)にかくまわれていたり、どこかにひそんでいたりして、今度の勅令を知り、元の組頭・小組頭の所に戻れば、小組頭は保証人(thanabon)をたててこの徭役農民を国家の労役に今後使役してゆくこととする。もし、逃亡農民が元の組頭に戻らなければ、小組頭はどこの国・村までも逃亡人を追跡する。逃亡人がこのことを知り、素直に小組頭に出頭すれば、小組頭はこの逃亡人を連れて裁判(lukkhun na sala)に付する。罰として1度に30回むち打った後、保証人を立てて国家の仕事に使役する。もし逃亡人が自分を追跡中だと知っても、なお出頭しない場合、小組頭にとらえられるとか、あるいは、国司(chao muang krommakan)の所にかくまわれ、役人(phraluang khunmun)の誰かが逃亡人の逮捕を妨げても、小組頭はその役人の言うことを聞いてはいけない。この逃亡人を捕え、裁判して処罰し、2度で60回むち打つ。そして、何年何月何日から逃亡し何月何日に戻ったかを調べあげて、逃亡人の両足に鎖をつけて留置する。バンコックの刑務所で逃亡期間と同じ期間だけ使役した後、留置を解く。その後小組頭に戻して保証人をたてて国家の労役に従事させる。

国司、郡司(krommakan nai amphoe)は領内を監察して、見なれない人間がひそんでいるのを発見すれば取調べる。もし小組頭から離れて普通に生計をたてている者であり、逃亡中でなければ、徭役期(khaoduan)にい

たるまでそこで生計をたてさせる。

もし、徭役期になんでも小組頭のところに戻って役人の命ずる仕事に従わないならば、国司、郡司は、その者を捕えて、触書き (bok nangsu) を出す。もし、地方の国司、郡司が監察しないで、彼の領内に徭役農民を逃亡させておき、徭役期をすぎても、その人間を捕えて徭役に出さないとする。小組頭が逃亡人を追跡してその領内で捕えることになれば、国司、郡司は処罰される。もし、さららって徭役農民を留めれば、その者を逃亡人と同じように処罰する。」

この新勅令が布告された1785年は、ラタナコシン王朝成立後わずか3年であった。新王朝の成立にかかわらず、国家権力が弛緩していて、徭役農民の逃亡がやまなかつたのである。徭役の一部が金納化しているとはいえ、農民の逃亡は古代国家の基礎を根底から搖がすものであった。多くの公共事業ができなくなるほかに、国家の兵士も少なくなったからである。この大勢をおしとめて、農民労働力の強制的確保のために、厳しい刑罰が規定されたが、農民の逃亡はやまなかつた。19世紀に入つてもこの大勢は続いた。

1810年に出された布告⁽⁶³⁾のなかでも、人民が徭役を避けて逃亡するのを次のように述べている。

「(組頭・徭役登録吏 <samuha banchi>⁽⁶⁴⁾が刑罰を恐れずに賄賂を納めて私利私益を図り、徭役農民を懲役簿 <banchi hangwao> から落すので徭役農民が減少する。そこで新しい勅令あり,) 今後、組頭(chaomu)、小組頭(naimuat)が以前からのあるいは新たに登録 (sak)⁽⁶⁵⁾した徭役農民 (lek phrailuang somkamlang) を何人かでも支配していれば、彼らを月番により交代で徭役させる。登録すべき組子(lukmu)を速やかに登録させて、組により徭役させる。組頭・小組頭が彼らをかくまうことを禁ずる。また、徭役農民をひそかに連れ出し、一つの組の組子と一緒ににしてはいけない。すでに従属すべき組頭・小組頭がきまっている徭役農民と組子について。彼らを一緒にして、異議を申したて、徭役登録簿から脱落させてしまうことを絶対に禁ずる。1つ、組頭・小組頭の兄弟・親戚、志願者⁽⁶⁶⁾ (samakphak) でない徭

役農民について。組頭・小組頭が自分の兄弟・親戚・志願者であると偽り、國家の徭役の免除を申請して彼らをかくまい、徭役登録簿から脱落させることを禁ずる。1つ、徭役農民が逃亡して、まだどこにも役所(krom)を持つていないが役所を持つ資格のある人とか位階(bandasak)のある人のところにかくまわれている。組頭・小組頭が彼らを元の組に戻すように願っても、組頭・小組頭の力にあまることで、彼らを元の組に戻すことができなければ奏上すべし。1つ、まだ老人でもなければ、不具でもない徭役農民について。組頭・小組頭が彼らを老人、不具として、組労働人員から偽ってはぶき、徭役登録簿からの脱落を助けることを禁ずる。もし、徭役農民が、老人・不具であるならば、組頭・小組頭は彼らを徭役登録吏の役所(krom phrasasadi)に同道して示すことができる。監督官(phubankhapbancha)は慣例にしたがって彼らを吟味すべし。1つ、組頭・小組頭が徭役登録簿を提出した後で、徭役農民が徭役を逃れて移住した。その後組頭・小組頭が逃亡人の妻子を抑え、尋問して逃亡人を探すことができたら、徭役登録官(krom sasadi)のところに連れてゆき、徭役登録簿に記入すべし。組頭・小組頭がその逃亡人をかくまうことを禁ず。また、生存している人間を死亡と偽ったり、逃亡していない人間を逃亡中と偽って徭役登録簿を作ることを禁ずる。1つ、徭役農民に、徭役登録すべき息子が、2, 3, 4, 5人いる場合、組頭・小組頭はこれらの息子をかくまわないので、直ちに徭役登録をせねばならない。もし、3人以上の息子が徭役に出役していれば、父親を徭役登録簿から除くべし。1つ、徭役登録すべき組子について。組頭は、彼を徭役登録して、父親と同じ組に属させる。裁判書記⁽⁶⁷⁾(samian thanai)として登録されている徭役農民については、役人に金品を贈り、偽って、組子・徭役農民が身売りして奴隸となつた、とすることを絶対に禁ずる。もし、サクティナ(Sakdina)400以上の役人が自分の位階に従って裁判書記をもつならば、それは、志願者・親戚・兄弟に限る。もし、組頭・小組頭から離れて流亡しひそんでいる者が、書記を志願すれば、彼の頭がいい場合に限って裁判書記にすることができる。この場合、裁判書記の定

員は、サクディナに従うものとする。サクディナ400～800は、裁判書記3名、サクディナ2,500～3,000は9名、サクディナ5,000は12名、サクディナ10,000余は15名、サクディナ10,000を多く超える場合は27名、サクディナ10,000を非常に超える場合は30名とする。役人はこの定員以上の裁判書記をもってはいけない。また、裁判書記になる資格のない流亡農民、兄弟、志願者を裁判書記に登録しては絶対にいけない。いかなる役人でもこの定員以上の裁判書記を登録するならば、この定員まで裁判書記を減らす。もし組頭が登録した者をよく観察して、彼が役所の下級役人(khun mun)になるだけの頭をもっていると判断すれば、その旨を奏上すべし。また、それだけの頭がないならば、私民(som)として登録し、元の組におくべし。1つ、地位の上下を問わず徭役農民を使役する役人が、徭役農民がある特殊技術をもっているとして、彼を占星師、医師、賭博の胴元、仲買人、徵税吏、その他の国家の仕事に使役せねばならないと偽って、その後、徭役から彼を脱落させることを禁ずる。役所の長(chaokrom)、助役(palatkrom)係りの役人(chaophanakngan)は、この徭役農民を元の組頭・小組頭のところに戻すべし。1つ、病気である徭役農民について。組頭・小組頭は、中央の徭役登録官のところに行き判(trai)を押して、徭役できないとして、徭役登録簿から除く。徭役農民を養生させて快復すれば、徭役登録官に報告し、登録原簿に登録する。組頭・小組頭が私利を図って収賄して、徭役農民をかくまうことを禁ずる。1つ、組頭が死亡した場合、国の任務が果せなくなる。新たに組頭に任命された者は、徭役登録吏に登録簿を全部出してもらう。新任の組頭は、登録簿を調べないで正しいものとしてはならない。登録簿を徭役登録所にもってゆき調べること。徭役登録吏が何らかの理由で登録を処理していく、人員が少なかったり、多かったりする場合は、組頭は急いで真相を究明すべし。それが正当な処理であれば、合法的な仕方でのみこの処理を認めるべし。もし不当な処理であれば、組頭はすぐに、徭役農民を徭役登録吏に出頭させ、徭役登録簿を完全なものとすべし。新任の組頭は、任務を怠ったり、徭役農民を組から脱落させるこ

とを絶対に禁ずる。1つ、徭役農民を下賜された人は、徭役登録所にこの告示 (mai) を示し、役人はこの告示を上申した後、徭役農民の下賜は認められる。もし、告示なしに役所に申し出れば、役人は上申できず、徭役農民の下賜は認められない。1つ、以前から徭役農民は1ヶ月徭役に服し、自分の生計に2ヶ月従事していた。アユタヤがビルマに敗れ、ほとんどの寺院が破壊されてしまった。そこで、バンコクを首都として多くの寺院を建立したので、徭役農民は、難儀し、組頭・小組頭から逃れて安息を求めて隠れてしまい、徭役登録簿の人員数が少なくなった。もし、今後、乱れがおさまらなければ、国家の公共事業は縮小してゆかざるをえない。このたび国王が即位され、人民が幸福に暮せるようにとおぼしめしになった。もし自分と同じ役所 (krom) に属している徭役農民、組子が逃亡してどこかの村に隠れていたり、かくまわれていることを知れば、誰れでもそれを組頭・小組頭・徭役登録吏に知らせ、連行して登録させよ。もし、徭役登録農民の数が、以前より増加した組・役所があれば、その組・役所の徭役期間を減らして、1ヶ月徭役し、自分の生計に3ヶ月従事させることにして国力を増加させる。国王は、このように慈悲の心を示された。そこで、任務を怠ったり、隠れたりしてはならない。任務を果して仏教の興隆に力を尽して、今後永遠の発展を図ることができる。この勅令に従ってすべて行動すること。もしこの勅令に従っていないという訴えがあり、吟味の結果真実であると判明すれば、その者を軽重を問わず罰する。」

この布告にみられるように、徭役農民の逃亡はやまず、組頭・小組頭もあるらる策をろうして彼らを徭役登録簿から落すように努めた。私益に使うためである。逃亡農民も役人を頼り、寄寓した。役人は租税を免除された田を保有し、逃亡農民を使役した⁽⁶⁸⁾。国家の中央集権的権力が衰弱して、地方役人が強い権力をもってきたのである。もちろん国家はこの大勢に抗して、徭役期間を年3ヶ月（1ヶ月服役して、生計に3ヶ月使う）に減少する⁽⁶⁹⁾とか、逃亡農民が直ちに元の組に戻れば処罰しない⁽⁷⁰⁾とか、逃亡農民を捕えたものを報償する⁽⁷¹⁾とかつぎつぎに布告している。

しかし、国家は徭役農民の逃亡を阻止しえず、古代国家の軍事的・経済的基礎は、ますます脆弱なものとなった。一方、地方役人は国家権力を利用して、逃亡農民を私兵化し地方的勢力を拡張した。しかし、社会的分業の未発達によってその勢力の急速な発展は望めなかった。

華僑がこのような古代国家の衰退過程に登場し、社会的分業を進めて、古代国家の解体に大きな役割を果すことになるのである。

2. 華僑と自由貿易の開始【略】

3. チャクリ改革 (Chakkri Reformation)

19世紀後半以後、植民地勢力の政治的・経済的压力の下で、国内体制の再編成を目指した一連の諸制度の改革が行なわれた。タイが主権国家として国際社会に存在するために、旧来の社会制度の改革が必然化したのである。この改革は、開明君主ラーマ5世（チャクリ王朝第5代）を最高指導者とする王族、官僚によって推進され、チャクリ改革と呼ばれている。現代タイ社会の原型は、この改革によって形成された、と考えられる。改革は多岐に亘るので、ここでは、労働力の再編成に重点をおいて議論を進めたい。この場合、徭役の金納化、奴隸制度の廃止とこれらの改革の結果としての地方行政改革が主要問題点となる。

さきに詳しくみたように、タイ古代国家は農民の徭役を基礎にして成立していた。20才から60才までの正丁は年3ヶ月の徭役に服していたのである。徭役の徵発は組(mu)を単位として行なわれ、役所(krom)の要求に応じて、組頭(chao mu)が組子(luk mu)を徭役(khaoduan)に差し出した。この徭役制度は、アユタヤ末期から非常に乱れ、多くの徭役農民が逃亡、奴隸化あるいは役人の私兵となつた。そして、無法者、盜賊の群が横行した⁽⁸⁸⁾。そのため徭役労働力が不足することになり、代って華僑賃金労働者が公共事業に使われるようになった。ヨーロッパ諸国との自由貿易の再開が、タイ米の

恒常的市場を保障して、この趨勢を決定的なものとした。農民は販売を目的とした米作に専念し、徭役を代金納するようになったのである。

この徭役金納化過程の詳細は不明であるが、時期的にも地域的にも曲折しながら進行した。1877年に出た「死亡、老令、不具の徭役農民(phraisom)の徭役を免除する布告」⁽⁸⁹⁾では、

「昔からの慣習として、徭役農民は、phrailuangとphraisomに2分される⁽⁹⁰⁾。phrailuangは年3ヶ月の徭役労働が、1ヶ月1タムルング半⁽⁹¹⁾、つまりは年4タムルング半の課役代(kharatchakan)⁽⁹²⁾を払う。phraisomは年1ヶ月の徭役か、1ヶ月1タムルング半の課役代を払う。奴隸(that)は年8日の徭役労働か、6サルング⁽⁹³⁾の課役代を払う。……」

とあり、徭役労働の金納化がある程度普及していたことがうかがわれる。しかし、1886年の「徭役農民(lek phrailuang, phraisom)の布告」⁽⁹⁴⁾では、

「現在、国の公共事業に使役する徭役農民(phrailuang)が少なくなり、国の事業の実施が困難である。それは、組頭が組子をかくまい、労役の軽い役所の労役をさせて、元の組・元の役所に登録させないからである。というのも組頭・小組頭は、この前の布告は徭役農民を捕えた場合の賞金を規定しているのだ、と考え⁽⁹⁵⁾、国の仕事を忠実に行なわないからである。そこで、すべての組頭・小組頭が周知するように告示する。今後、組頭・小組頭は誰でも共謀してひそかに徭役農民を逃亡させたり、自分のところにかくまってどこか労役の軽い役所に登録させたり、組頭が徭役農民、組子を擡取して自家の家事に使役したり、権利を濫用して金を徴発したりして、徭役登録簿には死亡、逃亡としてすませた場合、誰か訴人があり、吟味の結果その訴えが真実であったとする。その場合、組頭・小組頭をむち打つて後、身柄を留置場に送って重労働させるべし。訴人には賞金として1チャング(chang)⁽⁹⁶⁾を与える。もし訴人がその役所に属する徭役農民(lek)であれば彼を役人(nai)にとりたてる。すでに役人であれば適当に官位を昇進させる。……」

とあり、徭役労働が広く行なわれていたことが示唆されている。

このように徭役労働の金納化は、一様に進展したのではないが20世紀の初頭にはほぼ完成することになる。1896年の「組役人（khunmun）と徭役農民（phrailuang）の課役代に関する布告」⁽⁹⁷⁾で従来の不平等な課役代の賦課（phrailuangには年18バーツ、phrailuang suaiには6～12バーツ）が改められて、一律に年6バーツとされた。徭役の金納化の大勢が明文化された、と考えられる。さらに、1898年の「ラタナコシン暦第117年課役代徵収に関する条令」⁽⁹⁸⁾、1900年の「ラタナコシン暦第119年徭役法」⁽⁹⁹⁾を経て、1901年に出された「ラタナコシン暦第120年課役代徵収法」⁽¹⁰⁰⁾によって徭役労働の金納化が完成したのである。

一方、奴隸解放も徭役労働の金納化と並行して漸次的に進展することになった。タイ社会には古くから捕虜奴隸が存在していたが、貨幣経済が滲透するにつれて債務奴隸が激増することになった。1850年代には人口の3分の1以上が奴隸である⁽¹⁰¹⁾、とさえ云われている。この奴隸の大部分は債務奴隸であった⁽¹⁰²⁾。周知のように、債務奴隸はいわゆる「鎖につながれた奴隸」ではなく、債務の代りに労役を提供する質契約に似たものであって、人間が質物となり、労役は利子と觀念されていたのである⁽¹⁰³⁾。それにしてもどうして、人口の3分の1にも及ぶ債務奴隸が堆積されることになったのであろうか。宗教、民族性など多くの原因があるだろうが、基本的には、タイ古代社会の社会経済構造そのものが債務奴隸制の母体であった、と考えられる。つまり、すべての人民は国王の奴隸（kha）とされて、無償の徭役が強制的に徵発された社会では、債務契約もまた奴隸形態（人間が質物となる）をとることにならざるをえない。さきに史料で詳しくみたように、奴隸でない一般徭役農民も実質的には国家あるいは有力者（役人）の奴隸であって、自由な人格は存在しなかったのである。従って、債務奴隸と徭役農民は同じ階級に属し、また身分的にも実質的には同じであった。債務奴隸が徭役農民に比べて卑しむべき身分とされることはなかったのである⁽¹⁰⁴⁾。

さらに、徭役農民が債務奴隸に転身する直接的契機について見ておこう。第1に、苛酷な徭役労働、貢納をのがれるために、自から進んで身売り

(khaitua) して債務奴隸になること⁽¹⁰⁵⁾。有力者の保護下に入れば、食住が保障されて、さらに課役代も保護者が代納した⁽¹⁰⁶⁾。債務奴隸は決して悪い待遇を受けていたのではなく、むしろ、徭役農民よりずっと快適な生活をしていたとさえ考えられている。周知のように、J. Bowringは、「Pallegoix神父はタイでは奴隸はフランスの召使い (domestique) と同じようによく待遇されている、と述べている。が、私の観察したところによれば、彼らはイギリスの召使い (servants) よりもよい待遇をうけている、とさえ云いたい。」と報告している⁽¹⁰⁷⁾。第2に、課役代の普及、租税の重課によって徭役農民が窮乏すること。徴税請負人の苛斂誅求がこの傾向に拍車をかけた⁽¹⁰⁸⁾。第3に、賭博熱が異常なまでに高いこと。中国から伝来した賭博場(bonbia), カルタ(buai)が非常に流行していて、徭役農民が身代を尽くし、さらには妻子も自分自身も身売りしてしまうのである⁽¹⁰⁹⁾。また、債務奴隸の任務は、主に保護者の家で家内労働をすることであったが⁽¹¹⁰⁾、農耕に従事することもあったし⁽¹¹¹⁾、生産物の一部を献上する場合もあった⁽¹¹²⁾。

タイがヨーロッパ植民地勢力の衝撃のもとに、社会体制の再編成を目指す場合、このような奴隸制度の廃止が政治的にも経済的にも要請されざるをえなかった⁽¹¹³⁾。ラーマ5世が最初に着手された社会改革が奴隸制度の廃止である。1874年に「奴隸とその停年に関する勅旨」⁽¹¹⁴⁾が発布され、続いて奴隸の身価(khatua)⁽¹¹⁵⁾が改正された⁽¹¹⁶⁾。クロマサック(Krommasak)法⁽¹¹⁷⁾にある性別年令別の身価を低減し、身価がゼロの奴隸(解放されるべき奴隸)をつくりだしたのである⁽¹¹⁸⁾。

しかし、法制度の改正だけでは社会構造そのものに根ざしている奴隸制度の慣習を廃止することはできなかった。国王の奴隸制度廃止の御意向に対して王族、官僚、そして奴隸すら反対であった。奴隸所有者は安価な労働力が失なわれるのを恐れ、また奴隸は保護者から離れ自立することに不安を感じたのである⁽¹¹⁹⁾。実質的な奴隸制度の廃止は、徭役の金納化、賭博場の閉鎖など他の諸社会改革と並行して、初めて実施されたものであった。

19世紀から20世紀にかけても、政府の外国人顧問は、こう観察してい

る⁽¹²⁰⁾。

「しかしながら、債務奴隸は他の名目で実際には存在している。つまり男、女が金を受けとり、その金に相当する年月を債務者に仕えることに同意するという慣習による。近年の立法によってこのようなことが行なわれるのを制限しようと試みられたが、賭博が現在と同じように盛んである限り、この慣習は廃止されそうにもない。男と全く同様に女にとっても、賭博が負債の大きな根源となっているからである。陛下は非常に気高く、高貴な動機から奴隸制度廃止を発布された。しかし、この発布を一片の反古にとどめておかないためには、同時に賭博廃止に必要な手段、少なくとも大巾に賭博を制限する手段がとられなければならない。」

結局、奴隸制度の廃止は、他の諸改正の進展をまちながら行なわれ、1905年の「ラタナコシン暦第124年奴隸法」⁽¹²¹⁾で大巾に進められた。そして、1908年の刑法 (Kotmai Laksana Aya R.S. 127) 第269条によって、奴隸が全面的に禁止されることとなったのである⁽¹²²⁾。奴隸制度の廃止は、1874年の勅令に始まって34年間を経過して、一応、法制度上は完結したのである。しかし、この後も債務の代りに奉公する慣習は根強く残っていた⁽¹²³⁾。社会的分業が未発達のままに、ヨーロッパ諸国の圧力によっていわゆる近代化を目指さねばならない状況にあっては、法制度上の改革にもかかわらず、人間の質入れ慣習が古代社会の残滓として長期間残ったのである。

徭役が漸次的に金納化し、奴隸も解放されてくると、徭役徴発の基礎となっていた組 (mu)⁽¹²⁴⁾も変容せざるをえなくなった。政治的にもヨーロッパ植民勢力の圧力に抗して独立を維持するために農民の逃亡によって乱れた地方行政を建て直す必要に迫られていた。地方役人、組頭が国家に対して相対的に独立勢力となるのを防ぎ、國家が組子を直接的に把握する体制が要請された。さきに述べたように、これまででは人民は組子として必ずいずれかの組に属し、組頭を介してのみ国家に従属していたからである。このような状況下で、1897年に「地方行政法」⁽¹²⁵⁾が公布されて、地方行政制度が再編成されることになった。

この地方行政によって、従来の組は廃止されて、部落 (muban), 村 (tambon), 郡 (amphoe) が創設された。10戸あるいは人口100で1部落をつくり、10部落で1村にし、人口10,000で郡の設置を規定した。部落長 (phuyaiban) は部落民 (lukban) の選挙によって決められ村長 (kamnan) は部落長の互選によった。そして、県知事 (phuwaratchakan muang) が郡長 (naiamphoe), 郡係官 (kromakan amphoe) を任命することになった。

この改革によって当然課役代徵収の手続きも変更され、1898年に「課役代徵収に関する条令」⁽¹²⁶⁾が布告された。この条令は、郡が課役代の徵収を行なうと規定した。部落長が部落の正丁 (khonchakan) の名簿を村長に提出し、村長がこれを郡係官に提出して、課役代徵収の原簿とした。その後、部落長が部落民を伴って村長のもとに出頭して、課役代を払わせた。村長は、すべての部落長から課役代を受けとった後で、すぐにそれを郡係官に届ける。そして、手数料として徵収課役代の1%が村長に、3%が部落長に下賜されるものと定められた。法制度の面からは組頭・組子の制度は一掃されたのである。

しかし、この改革が全国一律に、一挙に行なわれたのではなかった。1899年の「徭役農民の管理方式の変更に関する布告」⁽¹²⁷⁾では、これまでの組頭による徭役農民 (lek) の管理を廃して、郡長、村長の管理を規定しているが、首都とその近辺の諸州 (monthon) では、これまで通り組頭の管理を認めている。ラブリー州 (Monthon Ratburi) では、明年以後、郡長、村長の管理による、と定められた。

しかし、この改革は、地方役人、有力者の利益を全く無視して行なわれたのでもなかった。これまでには、国王のもとに在地の有力者であるカハボディ (kharuhabodi)⁽¹²⁸⁾、ナクレント (nakleng to), クロマカンチン (krommakan chin) が地方役人に任命されて、地方の住民を支配していた⁽¹²⁹⁾。警察がなかつた時代なのでナクレントは多数の子分をかかえて、その地域の治安にあたっていたが、これらの手下を使って他地方で悪事を働くことも珍しくなかつた⁽¹³⁰⁾。クロマカンチンは、さきに述べた華僑徵税請負人が、その子孫であ

る。彼らもアンジー (angyi) と呼ばれる多数の華僑を手下にもっていた⁽¹³¹⁾。そして1人の人間が同時に、カハボディ，ナクレントであり、クロマガンチンでもありえた、と考えられる。改革ではこれら有力者が新設の郡長、郡係官に任命された⁽¹³²⁾。在地の有力者の勢力を利用しながら、国家は人民の直接的把握を目指したのである。

このように行政上の必要から旧い組制度が廃止され、新たに、郡、村、部落が創設されて、現在の地方制度の原型ができあがったが、これら村、部落は、単なる行政単位の性格が強くて、自然村的性格は大変稀薄であった。つまり、部落を単位とする共同体的性格が非常に弱かったのである。それは、先に述べたように、旧来の組が血縁的結合を基礎にした集団であり、必ずしも地縁的関係を結合原理にしなかったことによる、と考えられる。さらに、当時の状況について第1に、19世紀以来の大規模開墾の進展に伴って激しい人口移動があったこと、第2に、商品経済の広汎な滲透により農村の自給性が薄れたこと、第3に、近隣諸国との戦争の完全な終息により軍事組織として集落を編成する必要がなかったこと、が問題とされよう。

しかし、部落は単なる行政単位にすぎないものであったが、農村社会における共同体的相互扶助慣行⁽¹³³⁾は強く残った。近在(行政単位とは必ずしも関係ない)に住む親戚・知人が集まって忙しい時の手助けをするのである。特に、親子間の相互扶助は密接である⁽¹³⁴⁾。この助け合い (chuaikan) の慣習は、特に商品経済化した地域を除いて、どこでも行なわれた⁽¹³⁵⁾。この場合興味あることは、助け合いをする家と家との間に身分的上下関係が存在していない、と考えられることである。それは、家観念の稀薄さに結びつき、また、各農家がまだみるべき家産を所有していなかったことにも関連することであろう。

4. 土地制度

これまで述べたような19世紀後半の社会変動は、当然土地制度にも反映し、人民の土地に対する権利は著しく強化されて、1901年には近代的地券 (chanot

phenthi) が交付されることになった。この過程をまず法制度の面からやや詳しく見ておこう。

すでにアユタヤ末期に租税徵収の必要から地券(chanot)が交付されていたが、ラタナコシン期になってこの地券制度はいっそう普及することになった。1866年に公布された「水田、果樹・菜園の質入れに関する布告」では⁽¹³⁶⁾,

「……以前は、自分の水田、果樹・菜園をもっている人が多かった。人々から与えられたり買ったり、法律上有効と認められた遺産相続によって取得したものである。そして、良い暮らしをしていたが、そのままでいいで、金にかえた方がよいと考えた。そこで、その時々の相場の価格で、水田、果樹・菜園を他人に売ったり、質入れして金を取得した。というのも、以前は水田、果樹・菜園の価格が安かったので、これらの持主は水田、果樹・菜園をそのまま所持しているよりは、金を得た方がよいと考えたからである。ところが、現在では、米作り、果樹・菜園作りが多くなって、水田、果樹・菜園の価格が騰貴した。そこで、これらの水田、果樹・菜園を売った人、質入れした人、あるいは彼らの子孫・兄弟・親戚が水田、果樹・菜園を取りもどすことを望むようになった。訴え出て、売却(khaikhat)ではなくて、質入れ(khaifak)したのだとか、質はまだ流れていないとか云い張ってもとの価格で請戻すことを願った。元の所有者として、証文に文句をつけ、いろいろな策をめぐらして、証人となるべき人を求める。このようなことは裁判官(tralakan)を大変こまらせるものであり、多くの係争が絶えない状態にある。こうゆう次第なので、国王は新たに布告をだされた。関係する役所(krasuang)の裁判官(chaophanakngan khunsan)は訴えを受理して、その申立てを放置してはならない。訴えが裁判所で未決のままであることは望ましくないので、裁判官は判決してしまうべきである。すなわち、係争の水田、果樹・菜園の地券(chanot tradaeng)を所有している者に権利を認めるべし。……」

と規定され、地券の所有が土地の権利関係を表示するものとされた。また、ほぼ時期を同じくして、新たに土地を抵当(chamnong)に入れることが普及

し始めた⁽¹³⁷⁾。従来の土地の質入れと異なって、これは債務者が土地を保有し、地券だけを債権者に預けて、規定の利子を払う債務契約である。商業の発達・米作の拡大に伴って土地の商品化が急速に進展したのである。

このように土地の商品化が普及して、土地係争も多くなり、改めて1886年に「土地質入れ、土地抵当に関する勅令R. S. 115年」⁽¹³⁸⁾が公布された。

「各地方に居住する人民の間で、水田、果樹・菜園に関する係争が多く、これらの係争が裁判所に未決のままにある。これらの係争のうちあるものは吟味した結果、一方が水田、果樹・菜園、畑を質入れ、抵当入れしている。証拠として、たがいに証文を所持しているが、保証として地券(chanot trasan, tradaeng, trachong)を抵当取り人、質取り人に手渡している。裁判で裁判官が抵当入れ人、質入れ人に請戻しの判決ができるが、その場合ラーマ4世の時に出された布告に反することが問題となる。この布告は、水田、果樹・菜園の売買に関する係争は地券を所持している方に権利があると規定しているからである。……中略……

そこで新たに勅令が出され、今後次のように定める。

第1条 省 略

第2条 ラーマ4世の時代に公布された「水田、果樹・菜園の質入れに関する布告」を廃止する。……

第3条 現在、裁判所で未決のものも、今後起るものも、抵当に関するすべての係争について、裁判官は、現在行なわれている勅令のなかにある質入れ、抵当、契約の保証に関する条文に従って判決すべし。」

と規定されて、さきに公布された地券所持が権利関係の表示になることが廃止された。土地に関する権利関係を示す契約がより確実なものとなつたためであろう。

地方行政制度が整備されるにつれて、土地質入れ、土地抵当に関する制度も改正されて1899年に公布された「土地抵当と質入れに関する布告、R.S. 118年」⁽¹³⁹⁾では、

「第1項、土地抵当、土地質入れの手続きについては、これまで裁決され

てきた諸規則に基づいて、係官の立会いで契約 (krommathan) すべし。すべてについてこのようにしなければならない。もし係官立会いの契約が証拠としてなければ、抵当、質入れしたという訴訟をおこしてはならない。」土地に関する権利がいっそう明確化し、人民の権利が強くなつたことがうかがえるのである。

これら土地質入れ、土地抵当の他にも、土地価格の高騰は多くの係争をおこし、各自が所持している土地面積、位置を明確にする必要に迫られた。こうして、1901年に「クルンガカオ州⁽¹⁴⁰⁾で地券を出すことについての布告」⁽¹⁴¹⁾が公布された。

「現在、以前に比べて土地価格が非常に騰貴したので、人民の間で土地係争がしきりとおこっている⁽¹⁴²⁾。そこで、時勢に適するよう、各土地の境界を明確にしなければならない。そこで、クルンガカオ州の総督(bangkhabancha khaluang) に地図局 (kromphenth) の係官と共に、土地所持者に地券を交付するための土地測量をさせることにする。……」

この測量が実施された地域では、各自が所持する土地面積、位置が明確になり、新地券が交付されて、これまでの地券は廃止になった。近代的地券制度が試験的に導入されたのである。

このクルンガカオ州における試みが成功したので、同年「地券交付の布告」⁽¹⁴³⁾が公布された。この布告で近代的土地制度が法制度的に確立したと考えられる。さし当って重要な事項は、

「第1項、この布告に従って土地所有者に交付される地券は、国定の形式を整えた書類であって、地券を交付する係官の姓名と地位、並びに交付を受ける者の姓名とその地片における地位を記入する。そして、この地片の各片の大きさ、証拠として地片の図面の写しを記入する。地券の末尾には、備考とこの地券に関する将来の登記の変更を記す欄をおく。」

第2項、この布告に従って土地所有者に交付され地券は、その土地がどの県 (muang) にあっても、県知事 (phubanchakan muang), 県農務官 (chaophanakngan kasetrathikan muang), 郡長のサインと認印がなければ

ならない。これらの手続きを経て、地券は法律上正当なものとされる。

第3項、この布告による地券は全く同一のものを2通作成する。土地所有者が1通所持し、土地登記所 (hothabian thidin) がもう1通を国家のものとして保管する。……中略……

地券登記変更

第12項 この布告によって地券が交付され、受益しているものは誰でも、土地の売買、分割、交換、相続、貸借、抵当、請戻しなどの場合、地券を登記局の係官に持参して、規定による登記の変更をうけなければならない。こうすれば、その行為は法律上正当なものと認めうる。このような手続きをしなければ、いかなる権利の移転も認められない。ただし、3年以内を限度とする貸借は登記の変更を必要としない。

……中略……

第14項 この布告による地券が交付されている県内にある無主の土地 (thiwang) について、誰でもその土地の所有を申請し、その後、この者がこの布告で規定された地券を取得すれば、この者は法律に基づいてその地片に対する所有権を持つ。……」

この「地券交付の布告」にすぐ続いて、「農務省令R.S. 120年」⁽¹⁴⁴⁾が公布されて、施行細則が規定された。この省令の第1章「地券に登記されている地片の移転」で、土地売買の場合は、当事者が登記所に出頭して契約し、係官が地券に裏書きすることが規定された。また、この省令で特に注目すべきは第8章「土地占有」に関する規定である。

「土地占有の場合、その土地から利益を引き出す本人の力 (kamlang) をこえて申請がある場合には、その者には本人の力に相応ずる広さの土地に限って占有を認める。……以下略……。」

と規定されている。有力者による大土地占有を防ぎ、租税徵収の基礎となる小農の土地所有を意図したと考えられる。それは、農民が有力者の隸民(that, phraisom)の状態から解放されても、占有すべき土地がなければ、再び元の隸属的状態におちいるからである。

この後、地券交付の事業は急速に進捗し、関連する法律も相ついで公布された。特に重要な布告は、1904年の「地券交付の布告を改正する布告R.S. 123年」⁽¹⁴⁵⁾である。前述の「地券交付の布告」の第7項を廃して、新たに次のように規定している

「この布告に従って地券が交付されている土地については、所有者には法律が定めた土地所有権があたえられる。」

この布告によって、土地所有が租税徵収から完全に分離されたことが明確にされた。

さらに、これまでの布告、省令がまとめられて、1908年に「地券交付の勅令R.S. 127年」⁽¹⁴⁶⁾が公布された。ここに、土地所有に付着していた租税、保有の条件が完全に払拭され、土地所有権の一般的・抽象的性格が確認された。法制度上は、近代的所有権が確立したのである。この後、すべての土地立法はこの布告を原型にして規定された。

しかし、この近代的地券交付の過程においては、不正な地券申請によって有力者が土地所有権を取得することが多かった、と考えられる。当時の地券交付の状況を1史料からみておこう。1908年の「農務省布告第22/2319号」⁽¹⁴⁷⁾である。

「サーイ (Sai) 氏が農務省に次のような事項を申し出た。1903年4月10日に、サーイ氏は、クルンテープ (Krungthep)⁽¹⁴⁸⁾のバンソン (Bangson) 村にある菜園を土地局から購入した。クルンテープ州の農務官がこの土地を調査した時に、サーイ氏は知らずにいたが、プラヤー・ピタクプーバン (Phraya Pithakphuban) が、その地片は自分のものであると測量係官を案内した。そこで、農務官は、その地片の所有権を持っている人として、プラヤー・ピタクプーバンの名を記入して、彼に地券を交付した。この地片の購入者であるサーイ氏は地券の交付を受けなかったのである。」

調査の結果次のような事実が判明した。最初、税務局 (kromsanphakon-nai) が租税を滞納している菜園に督促状を送った。土地所有者はこの土地を放棄して移転してしまい土地は荒廃していた。そこで、土地局はこの土

地を競売に付して滞納している租税を清算することにした。土地局は、この土地の競売の公告をし、サーイ氏が他よりも高い価格で応じた。土地局はサーイ氏に売却することを決め、サーイ氏は現金で清算した。クルンテープ州の農務官がこの土地を調査にきた時に、プラヤー・ピタクプーバンはエムラーン氏を遣わし、測量係官を案内させた。そして、この地片を、プラヤー・ピタクプーバンがオーン氏からの相続により所有しているとした。そこで調査官は、案内者の申し立てにしたがって、調査票に記入した。というのは、誰も異議を訴え出なかったからである。そして、プラヤー・ピタクプーバンに地券を交付した。ところが、今や、この地片はサーイ氏に売却した土片と同一であることが明らかにされたのである。……中略……

そこで、農務省は、プラヤー・ピタクプーバンがこの地券を係官に返還するよう命じたのである。……以下略……」

地券交付の不正に対するこの訴えは、たまたま土地局の競売記録があったので、正当に裁決された。しかし、普通はこのように明確な証拠はなかった、と考えられる。そこで、交通に便利な、市場に近い地域では、近代的地券制度の実施を利用して、有力者が土地所有者となった例が多かったのではなかろうか。

一方、近代的地券制度確立の過程は、新たな地主・小作関係を創出する契機にもなった。これまで、有力者は多くの土地を所持して、隸属する農民に耕作させていたが、これら隸属農民が自営農民に転化していったからである。2、3の史料から当時の土地所有の一般的な状況をみておこう。1861年に公布された「親王に田を賜る書翰の草案」⁽¹⁴⁹⁾では、

「ノンブリ県 (Muang Nonburi) とナコンチャイシー県 (Muang Nakhon Chaisi) にまたがる⁽¹⁵⁰⁾、バンククワング (Bangkuang) からバンギワライ (Bangiwarai) に至る新建設の運河に沿った平野は、以前は、荒蕪地であつて、この土地を保有している者はいなかつた。新たに運河建設が始まり、運河建設の指揮者である大蔵卿 (Wa thi Phrakhleng) チャオプラヤー・ラウイウォングマハーコーサーティボディ (Chaophraya Rawiwong Maha-

kosathibodi)に命じてこの荒蕪地を水田として占有させた。ノンブリ県では運河の北岸1,620ライ⁽¹⁵¹⁾、ナコンチャイシン県では北岸9,396ライ、南岸5,184ライあり、合計16,200ライである。これを50区画に分割する。1区画の面積は324ライ、1片の長さ60セン⁽¹⁵²⁾巾5セン8ワード⁽¹⁵³⁾となる。この土地には、以前から保有者がいないので、私(国王のこと、訳者注)がすべての土地を占有する。この土地の一部は、私の息子・娘に与え、ある者に1区画、ある者には2区画とする。そして、この土地を隸民(bao phrai)に耕作させるか、その他の者に小作(haichao)させる。……」

また、1877年に公布された「ナコンセート運河に関する布告」⁽¹⁵⁴⁾に隸民による耕作が記録されている。

「以前プレームプラチャーコン運河を掘った時、役人(kharatchakan)と人民(ratsadon)が自分の欲するままに土地(水田)占有をした。そして、地方農務官(senakrommakan)が占有者に対して土地占有券(baichong)を交付した。爵位(bandasak)を有する役人は、運河に沿って一片の長さが30セン、40センにも及ぶ地片を占有した。これらの地片の面積は、1,000ライもあれば2,000ライもある。そして隸民に耕作させたが、すべての土地が耕作されつくしたのではない。運河に沿って40セン以上の長さの地片とか50センの地片では、耕作しないで、荒廃地のままで放置されているものも多い。……」

このような古代的身分関係を基礎にした大土地所有は、チャクリ改革の進行、近代的土地所有権の法制度上の確立が実現してくる道程で、解体せざるを得なかった。Dilock親王は、この過程を次のように述べている⁽¹⁵⁵⁾。

「タイには大土地所有はあまりない。現在あるものの大部分は、王族と属国の首長と貴族⁽¹⁵⁶⁾の所有にかかる。」

貴族の大土地所有は、以前彼らが一般に大家族を編成していたことによる。

タイ的家族観念では、家族は単にいわゆる家族(Familienangehörigen)だけではなくて、奴隸、隸民(Hörige)の一族(Angehörige)を含む僕婢(Gesinde)

をも意味しているのである。

そこで、多くの労働力を自由にできる貴族は、彼らの大家族を養うために、法律に従って、大面積の耕地を国家に要求する権利を持っていた。

奴隸制度 (Sklaverei) とか隸從制度 (Hörigkeit) が廃止された時に、貴族にはこれまでのすべての土地所有 (Grundbesitz) が残された。が、その場合、すべての土地を耕作するためには、労働力が不足した。そこで、特に豊沃な土地とか、市場から遠く離れていない土地とか、水路あるいは運河の岸に接している土地とかを、彼らは売却したり小作に出したりした。

しかし、これら良い条件のない大所有地 (Ländereien) については、貴族は国家にその所有の取消しを申請した。つまり、まだ小作も、売却もできない土地を国家に返却したのである。取得税 (Erwerbsgebühren) を嫌がつて国家に返還した大面積の土地が、未耕作のままに沢山存在している。加えて、市場 (Markt) から若干離れているが、放置されている豊沃な土地もある。以前、奴隸制度とか、隸從制度の時代には、これらの地域を耕作することができた。というのは、隸民、奴隸に対して賃金を払わなかったからである。が、今では、労働者 (Arbeiter) の賃金によって生産費 (Produktionskosten) が余りに高騰したので、土地を耕作するがもはや利益ではなくなつた。それに、無駄にこの土地に対する租税 (Steuern) を支払うことを望まなかつたので、所有者はこの地域を国家に譲った。」

古代的大土地所有が解体する一方には、広汎な自営農民層が存在していた。Dilock親王は、さきの引用文に續いて、次のように述べている⁽¹⁵⁷⁾。

「すでに述べたように、タイでは純粹な小作経営 (reiner Pachtbetrieb) はほとんど存在ていない。もちろん、すでに自立経済 (selbständige Wirtschaft) を営むことができる子供達が、普通、親から余り離れない土地に住みついて、たがいに助けあうことができるようにしているのをよくみかける。親の土地の側が他人のものである場合には、彼らがその土地を購入できない状態にある限り、その土地を小作する。そして、機会がくるまで待つ。これは、一種の小作 (eine Art Zupacht) であるが、普通 1 年後には、所有者

になるのである。

分益小作 (Halbpacht), 永代小作 (Erbpacht) とか、その他の小作制度はほとんど存在していない。

教会とか寺院は、ナトラニソン (Na Trani Song) と呼ばれる土地所有をしている。つまり、人々が教会・寺院に贈った土地である。が、これらの土地は全くとるに足らないものである。

タイには、いわゆる共同体 (Geminde) に属する土地は全く存在していかなかったし、今も存在していない。

近年、農業的企業 (Ackerbaugesellschaften) に属する大土地所有 (Grossgrundbesitz) が存在しているが、これらの数は全く問題にならない。

……中略……

タイでは小農経営 (Kleinbetrieb) が一般的であり、彼らはほとんど例外なく独立の土地所有者 (Selbständigen Eigentümern) の状態にあると確言できる。

……略……」

結局、チャクリ改革が進行して古い身分的支配関係を基礎にした土地所有は解体することになった。そして、土地係争を裁決するという技術的必要からにせよ、近代的地券制度が導入されて、一般的抽象的土地所有権が成立した。身分的関係の残滓を残しながらも、近代的土地所有が規定されて、古代的社会関係から農民はともあれ解放されることになったのである。

この広汎に形成された自営農民層が租税負担者となり、国家の経済的基盤を強めた。自営農民層の形成は、近代的独立国家への転生を意図したチャクリ改革の主要目的であり、近代的地券制度の導入はその不可欠の一環となつたのである。

しかし、この改革によって創出された土地所有は、先進資本主義国における近代的土地所有と形式的同一性にもかかわらず実質的にはかなり異なるものにならざるをえなかった。それは、所有権の扱い手である歴史的に規定された個人の相違による。ブルジョア革命をへて形成された個人に対して、植

民地経済体制のもとでは社会改革も不徹底なものでしかなく、近代的な自由な人格が形成されなかつたのである。

一方、古い土地所有関係の解体は、新しい地主制度が形成される契機にもなつた。運河、市場に近い地域では⁽¹⁵⁸⁾、古い人身支配から一応切り離されて、地代収取を目的とする制度が成立したからである。そしてこのような地域では寄生の大土地所有が一般化する傾向を示した⁽¹⁵⁹⁾。家屋、銀行業に好んで投資するようになるまでは、水田の購入、その貸付が普通の投資形態であった⁽¹⁶⁰⁾。バンコク在住のかなりの人々が多く地代収入を取得していたのである⁽¹⁶¹⁾。運河網の整備したバンコク近郊ランシット(Rangsit)では、農民の大部分が小作である⁽¹⁶²⁾、とさえ報告されている。

VI 展望

チャクリ改革によって、自営農民層が広汎に形成された。が、このことは資本制的生産の成立契機にはならなかつた。タイと先進資本主義国との生産力格差が決定的だったのである。タイは先進資本主義国、特にイギリスの工業製品の市場になるほかなかつた。自営農民は米を販売して、イギリス綿製品を購入した。そして、この両者の仲介をしたのが華僑組織であった。ここには資本制的工業生産が本格的に興る余地はなかつた。つまり、国際分業の一環に組み込まれる限りにおいてのみ社会的分業の発達がみられたのである。

自生的な社会的分業が順調に発達しなかつたことは、法制度上のさまざまな近代的改革にもかかわらず、旧い身分関係がいつまでも残存する基礎にもなつた⁽¹⁶³⁾。組頭と組子、あるいは役人と徭役農民の身分関係は、現在の官僚と農民間の際立った上下関係に投影しているのである。19世紀に観察された社会の垂直的構成⁽¹⁶⁴⁾は、多くの変容を受けながらも現在の社会に広く観察される。社会の実質的近代化は将来の課題として残されたのである。

〔注〕――――――――――

【略】

(友杉孝／執筆時：アジア経済研究所調査研究部、現：東京大学東洋文化研究所教授)